

新しい法律のご案内



事務所開設20年を迎えました

当事務所は、1991年（平成3年）の開設ですので、今年20年の節目を迎えました。また、松森は来年春に弁護士登録40年になります。

当事務所が多く仕事をさせていただきましたのは、皆様に支えていただいたおかげです。心よりお礼を申し上げます。

会社の商取引、契約、倒産、再建や、個人の方の不動産、借地借家、交通事故、債務整理、労働、医療、証券取引、離婚、相続、成年後見、刑事事件など、幅広くいろいろな仕事をさせてもらいました。

直面されていた問題が交渉あるいは司法を利用して解決しますと、喜んでいただけることが多く、仕事のやりがいを感じる日々です。その意味で、「司法は役に立つ」と思っています。

ただ、もっと利用しやすく、頼りがいのあるものにしたいと思い、松森は、裁判官の増員や民事裁判の改善に取り組んできました。裁判といえば長いというイメージでしたが、裁判所や弁護士の努力で、最近はほとんどが1年以内に終わるようになっています。

高江弁護士が15年前に入所し、高橋弁護士が4年前に入所し、現在、弁護士3人で協議して仕事をすることができるようになりました。また、事務局スタッフの大浜と田村は10年以上のベテランになり、弓場も4年になります。

今後も協同して皆様のご用命に応えていきたいと思います。

いい解決ができたときは、当事者の方と弁護士とが二人三脚で取り組むことができたときであるように思います。私たちは、親しみやすい、親切という意味の「フレンドリーな法律事務所」を目指しますので、これからも何なりとお申し付けいただきますようお願い申し上げます。

松森・高江法律事務所
弁護士 松森 彬
弁護士 高江俊名
弁護士 高橋礼雄



● 借家

「更新料」の特約は有効

弁護士
松森 横

1 更新料とは

「更新料」とは、マンションなど賃貸住宅の契約において、更新の際に借主が貸主に支払う一時金のことです。

借家の場合は、1年ないし2年ごとの更新が多く、その際の更新料としては、賃料の1~2か月分が多いと言われています。地域による違いもあり、東京、神奈川、京都、滋賀などに多いようです。

更新料については、民法や借地借家法などの法律に規定がありませんので、その効力をめぐって争いになることがありました。

2 従前の議論

「借地借家法」では、契約期間が満了しても、貸主が自己使用するなど、借主の必要性を上回る必要性がないと更新の要求を拒めないことになっています。そこで、契約書に更新料の定めがないときは更新料の請求はできないと考えられています。問題は、契約書に更新料の定めがある場合です。更新料を認めると借地借家法が定めている法定更新の制度の趣旨に反するとして、更新料を無効とする裁判例もありましたが、多くの裁判例は有効と解していました。

ただ、「消費者契約法」が平成13年(2001年)にでき、その関係で更新料が問題になりました。消費者契約法の10条は、「信義則に反して消費者の利益を一方的に害する契約は無効とする」と定めています。借主側は、更新料はこれに該当するとして、た

くさんの裁判を起こしました。地裁と高裁の判決は有効説と無効説に分かれています。

3 最高裁の判例が出ました

最高裁判所は、今年(2011年)7月15日、「更新料は原則として有効である」とする判決を出しました。

原告となった京都府と滋賀県の借主3人は、賃料の約2か月分の更新料を定めた条項は消費者の利益を不当に害していると主張して裁判を起こしました。大阪高裁で3件の裁判が行われましたが、高裁の判決は、有効1件、無効2件と結論が分かれ、最高裁の判断が注目されました。

最高裁は、更新料は賃料の補充や前払、契約継続の対価などの趣旨を含む複合的な性質があると位置づけ、「経済的合理性がある」としました。そして、「更新料の条項が契約書に明記されていれば、高額過ぎるなどの特別の事情が無い限り、消費者契約法に違反しない」と結論づけました。

最高裁は、今年3月24日と7月12日に、いわゆる敷引(敷金・保証金の一定額を返還しない)の特約について、「原則として有効である」とする判決を出しましたが、同じ考え方で立つものと言えます。

もともと消費者契約法10条は、信義則に反する悪質な契約条項を予定しているものです。消費者契約法を作るときの審議会の記録を読みますと、経済的な対価の高低は問題にしないという議論の下に制定されていることがわかります。最高裁の判決は妥当であると思われます。



裁判員裁判の弁護人として感じたこと

弁護士
高江俊名

今から2年前の2009年5月、日本の刑事裁判で、裁判員制度が始まりました。

裁判員制度については、導入の時から様々な意見があり、憲法違反の制度だという意見もありました。つい最近も、最高裁判所が、裁判員制度は合憲（憲法違反ではない）との判断を示し、報道で話題になったところです。

施行から2年半、裁判員制度の実情は、どのようなものか？ 裁判員制度の導入は、刑事裁判のあり方にどのような変化をもたらしているのか？

それは、私たち弁護士にとっても、当然のことながら大きな関心事です。

このたび私は、裁判員裁判事件の弁護人を務める機会を得ましたので、事件を通じて弁護人として感じたことを書いてみたいと思います。

1 事件の概要

裁判員制度の対象となる事件は、殺人や強盗傷害、現住建造物放火などの、いわゆる重大犯罪とされる事件です。全ての刑事裁判が裁判員裁判になるわけではありません。

私が担当した事件は、現住建造物放火未遂の事件でした。被告人のAさんは、住んでいた団地の自宅の台所で火をつけて自宅に放火しようとしたとして起訴されました。

しかし、Aさんは、家を燃やすつもりはなかったと否認していました。

Aさんの話をもとに検討してみると、警察官が駆けつけて消火活動をしたとき、Aさんは台所奥の部屋にいたなど、Aさんが自宅に放火しようとしたと見るには疑問があると思われました。

私は弁護人として、Aさんの無罪を主張して争うこととなりました。



法の女神「テミス」の像

2 公判審理が始まるまで

裁判員裁判では、被告人が起訴されると、公判審理に入る前に、検察官と弁護人の主張や証拠を整理する期間が設けられます。裁判員の負担を考えて、公判審理を短期間に計画的に行えるようにするためです。

ただ、事実関係に争いがある事件では、その整理の期間が長くかかることがあります。検察官が、自らに不利な手持ちの証拠を出し渋り、それが原因で余計に時間がかかることもあります。本件でも、検察官は、警察の科学捜査研究所が燃焼実験を実施していたのに、そのことを隠そうとしました。出てきた燃焼実験の撮影ビデオを見ると、Aさんがしたとされる火のつけ方では、家を燃やすのは難しいことが一目瞭然でした。

整理の期間が長くなることは、勾留されている被告人にとって大きな不利益です。本来は、保釈がもっと認められるべきですが、検察官や裁判所は、被告人が無罪を主張している場合、保釈をなかなか認めません。そのため、有罪になったとしても執行猶予判決が見込まれる事件では、意に反して有罪を認めたほうがいいのかどうかと悩むこともあります。

本件でも、公判前の整理の期間に3回保釈請求をしましたが却下されました。4回目によようやく保釈が認められましたが、それまでAさんは起訴から1年6ヶ月にわたって勾留されました。

私たち弁護士は、そのように無罪を主張すれば保釈を認めないやり方を「人質司法」と呼んで以前から批判してきました。裁判

員制度が導入されて保釈が認められやすくなったとの声を聞くこともあります、本件では、旧来の「人質司法」が変わらず続いている現実に直面しました。

3 裁判員選任手続

公判審理の第1日目、午前中に裁判員選任手続が行われました。裁判員裁判は、3人の裁判官と、6人の裁判員で行われます。選任手続で、その6人の裁判員と、補充裁判員2人、合わせて8人が選任されます。

当日、事前の抽選で選ばれた候補者が30人ほど出席しておられ、その中から8人が、当日の抽選の手続などを経て選任されました。

選任後、選ばれた8人が、法律に従って公正に裁判を行うことを誓う宣誓を行います。8の方の身上に関するることは全く分かりませんが、見かけや服装などの雰囲気は、ドラマや映画の配役さながらに8人それぞれといった感じで、その8人が声を合わせて厳粛に宣誓する場に立ち会っていると、国民参加の裁判という新たな制度の舞台に弁護人として関わっていることを実感し、身が引き締まる思いがしました。

4 公判の審理

公判審理は、1日目の午後から始まり、3日目まで証拠の取調べと証人尋問が行われました。

証人尋問では、弁護人や検察官が尋問をした後、裁判員も直接に質問をすることができます。

本件では、裁判員からも積極的に質問がなされました。いずれも的確な質問で、真剣に審理に臨んでおられることが感じられました。

4日目、検察官の論告と弁護人の弁論が行われました。それぞれ最後のまとめの主張を行う場面です。従来の裁判と比べたとき、この論告と弁論は、検察官と弁護人にとって最も変革を求められるところです。従来の裁判では、主張をまとめた書面を書いて、それを早口で読み上げるだけの場でした。しかし、裁判員裁判では、論告と弁論の後、直ちに評議に入り、1～2日で判決の結論を出します。後で書面をじっくり読んでもらう時間はありません。そのため、いかにしてその場で裁判員の心に響く訴えができるか、工夫が求められます。準備は大変でしたが、本番では、訴えを真剣に聞いていただいているように感じられ、弁護士として新鮮なやりがいを感じました。

5 判決を受けて

5日目の夕方近く、予定の判決言渡時刻を40分過ぎて判決は言い渡されました。

結論は、残念ながら有罪の判決でした。執行猶予の判決にはなりましたが、無罪判決も十分あり得ると思っていただけに、残念でした。

裁判員の方が真剣に審理に臨む姿を見てきて、裁判官と裁判員がよく議論して出した結果であれば、いずれの判決であっても弁護人としては受け入れるほかないとも思いましたが、評議の過程や、誰がどのよう

に評決したかは秘密であり、明らかにされません。弁護人の立場からすると、裁判官が有罪の方向に誘導するような形で評議を行っていないかどうかが気になりますが、それも確認することはできません。

刑事裁判では、「疑わしきは罰せず」という大原則があります。しかし、従来の裁判では、裁判官が、その原則に反して、逆に「疑わしきは罰する」の感覚で裁判をしているように感じられることが多いました。

私たち弁護士は、そのような感覚に染まってきた裁判所に、裁判員の方たちが新鮮な風を吹き込んでくれることを期待しています。

そのためには、裁判員裁判の評議がどのように行われているのか、裁判員を経験した方の声をもとに検証できるようにする必要があると感じています。



松森・高江法律事務所の室内



会社の組織や定款の見直し

弁護士
高橋礼雄

1 はじめに

平成18年5月1日に新しい会社法が施行されました。新会社法ができる前は、株式会社の制度は大企業のための制度という位置づけでしたが、実際には、多数の中小企業が株式会社制度を利用していました。そこで、新会社法では、株式会社制度が中小企業の利用をも念頭に置いた制度に変わり、取締役の人数や取締役会の設置等について、会社の実情に合わせた組織構成が可能になりました。

新会社法の施行から5年以上が経過した現在においても、会社の実情とは合わない組織構成がなされている会社が多いようです。一度、下記の点をご参考いただき、会社の組織や定款の見直しをされてはと思います。

2 6つの点についてご説明いたします

中小企業では、すべての株式について譲渡の際に会社の承認を要すると定めている会社（以下、株式譲渡制限会社といいます）が多いと思われます。

株式譲渡制限会社では、以前とは異なり、
①取締役会及び監査役を設置しなくてもよくなっています。株主が直接経営に参加する機関設計が可能になっています。
②取締役会を設置しない場合、株主総会の権限が拡大され、決議事項が増えること

になりますが、招集手続は簡略化されます（招集通知が口頭でもよいなど）。取締役会を設置しない場合にも取締役は必要ですが、人数は1名でもよく、人数合わせのための名目的な取締役を置く必要がなくなりました。

- ③取締役の任期を最長10年まで伸長することが可能になり（原則は2年）、再任に伴う登記のコスト等を軽減することができます。
- ④監査役を設置する場合も、任期を10年まで伸ばすことができます（原則は4年）。このように、株式譲渡制限会社においては、業務執行機関や監督機関について、その実態に応じて、多種多様な組織構成を採用することが可能になっています。
- ⑤また、定款で定めることにより、相続や合併等の一般承継により譲渡制限株式が取得された場合に、取得者に対し会社への株式の売渡しを請求することができるようになっており、会社にとって好ましくない者が株主となることを防ぐことができます。
- ⑥取締役会設置会社では、定款で定めることにより、取締役会決議事項について、取締役の全員が持ち回りの文書又は電子メールなどによってその内容に同意をし、これに監査役が異議を述べない場合には、取締役会決議が成立したものとして認められることになりました。

事務局から



幸福の木

大浜 愛子

今回も当事務所の優秀な観葉植物さんのお話をします。事務局カウンター付近に陣を取り、「幸福の木(ドラセナ)」と呼ばれている彼女。ポピュラーな観葉植物なので、ご存じの方も多いかと思います。南方では家の前にドラセナを置くと良いことがあるというが名前の由来だそうです。そうした意味では、彼女は事務所に幸せを運んでくれているようです。そんな彼女は、毎年2月頃に、小さくて白いお花を咲かせます。夕方から夜中に開花するその花は、濃厚で南国にいるような甘い香りがします。香りは事務所中に充満し、朝、扉を開けると、残り香を感じることができます。日中は、花は閉じ、香りも無くなります。でもまた夜になるといっせいに咲き…。夜間、無人の事務所で、ひっそりと咲いているのが少し寂しい気がしますが、毎年、忘れずに花を咲かせる彼女の頑張りを応援し、楽しませてもらっている私です。彼女の大舞台は1週間ほどです。ご興味のある方は、冬の寒い頃にご来所いただければ、南国を感じていただけるかもしれません。



「お得な情報」

田村 まゆか

私は、京都の長岡京市から通勤しています。JRに乗りますと、京都までは11分、大阪までは35分ほどで行くことができます。さて、ある時、定期の更新手続を窓口でしていますと、駅員さんから戻ってきた定期が「長岡～大阪間」ではなく、「大阪～京都間」となって戻ってきました。あれ??と思つてお尋ねしたところ、大阪から長岡京駅までは切符では540円かかりますが、大阪から京都も同じく540円かかります。このように切符の価格区間が同じ場合は、定期の値段も同じなのでそのようにしたということでした。(親切な駅員さん!) それまでは、長岡から京都へ行く時は切符を購入していましたが、その必要がなくなり合唱団の練習に行く交通費がお安くなりました。



自動車教習所に通つています

弓場 梓

今年の3月から自動車教習所に通い始めました。大学生が多いせいか、学生に戻ったような気分で、楽しんでいます。最初はスピードを上げることが怖く、緊張から体に力が入ってしまい、うまく運転できませんでした。仮免許の試験でも脱輪したり、方向指示器を全て右に出していたりと…よく合格したなど自分で思うほどです。しかし、多くの失敗のおかげでなにか吹っ切れたんでしょうか、最近は周りを見回す余裕までできました。余裕を持つつ、適度に緊張感もあり、運転時にどちらも欠けてはいけないと学びました。もうすぐ入所して7ヶ月です。やっとのことながら、卒業試験を受けます。もし試験に合格したら、父に代わってお墓参りの運転手を務める予定です。教習所に通えなくなるのは寂しいですが、一度で合格するよう頑張るつもりです。



事務所案内

業務のご案内

- 業務時間 【平日】午前9時15分～午後5時30分
【第1・3土曜】午前9時15分～午後0時30分
- 相談は予約制になっております。事前にお電話をお願いいたします。
- 初回相談料 … 30分 5,250円

事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階
地下鉄堺筋線・谷町線「南森町」駅②番出口を出て国道1号線を左(西)へ5分
TEL (06) 6364-5010 · FAX (06) 6364-2372



ホームページもご覧ください
URL <http://www.mt-law.jp/>

松森・高江法律事務所

【弁護士】
松森 彬・高江俊名・高橋礼雄